

平成 27 年

第 5 回可児市議会定例会議案

平成27年 8 月31日

目 次

認定第1号	平成26年度可児市一般会計歳入歳出決算認定について	1
認定第2号	平成26年度可児市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について	1
認定第3号	平成26年度可児市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について	2
認定第4号	平成26年度可児市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について	2
認定第5号	平成26年度可児市自家用工業用水道事業特別会計歳入歳出決算認定について	3
認定第6号	平成26年度可児市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について	3
認定第7号	平成26年度可児市特定環境保全公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について	4
認定第8号	平成26年度可児市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について	4
認定第9号	平成26年度可児市可児駅東土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算認定について	5
認定第10号	平成26年度可児市土田財産区特別会計歳入歳出決算認定について	5
認定第11号	平成26年度可児市北姫財産区特別会計歳入歳出決算認定について	6
認定第12号	平成26年度可児市平牧財産区特別会計歳入歳出決算認定について	6
認定第13号	平成26年度可児市二野財産区特別会計歳入歳出決算認定について	7
認定第14号	平成26年度可児市大森財産区特別会計歳入歳出決算認定について	7
認定第15号	平成26年度可児市水道事業会計決算認定について	8
議案第56号	平成27年度可児市一般会計補正予算（第2号）について	9
議案第57号	平成27年度可児市介護保険特別会計補正予算（第1号）について	9
議案第58号	平成27年度可児市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）について	10
議案第59号	可児市個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について	11
議案第60号	可児市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の制定について	28
議案第61号	可児市税条例の一部を改正する条例の制定について	31
議案第62号	可児市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について	45
議案第63号	可児市手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について	51
議案第64号	可児市債権管理条例の制定について	55
議案第65号	可児市特定用途制限地域における建築物等の制限に関する条例の一部を改正する条例の制定について	58
議案第66号	土田財産区管理委員の選任について	60

議案第67号	平牧財産区管理委員の選任について	61
議案第68号	大森財産区管理委員の選任について	62
議案第69号	二野財産区管理委員の選任について	63
議案第70号	固定資産評価審査委員会委員の選任について	64
議案第71号	教育委員会委員の任命について	65
議案第72号	工事施行協定の締結について	66
議案第73号	訴えの提起について	67
議案第74号	訴えの提起について	68
議案第75号	訴えの提起について	69
議案第76号	訴えの提起について	70
議案第77号	訴えの提起について	71
議案第78号	訴えの提起について	72
議案第79号	平成26年度可児市水道事業会計未処分利益剰余金及び資本剰余金 の処分について	73

認定第 1 号

平成26年度可児市一般会計歳入歳出決算認定について

平成26年度可児市一般会計歳入歳出決算を、監査委員の意見を付けて、別冊のとおり認定に付する。

平成27年 8 月31日提出

可児市長 富田 成輝

認定第 2 号

平成26年度可児市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について

平成26年度可児市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算を、監査委員の意見を付けて、別冊のとおり認定に付する。

平成27年 8 月31日提出

可児市長 富田 成輝

認定第 3 号

平成26年度可児市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

平成26年度可児市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算を、監査委員の意見を付けて、別冊のとおり認定に付する。

平成27年 8 月31日提出

可児市長 富田 成輝

認定第 4 号

平成26年度可児市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

平成26年度可児市介護保険特別会計歳入歳出決算を、監査委員の意見を付けて、別冊のとおり認定に付する。

平成27年 8 月31日提出

可児市長 富田 成輝

認定第 5 号

平成26年度可児市自家用工業用水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

平成26年度可児市自家用工業用水道事業特別会計歳入歳出決算を、監査委員の意見を付けて、別冊のとおり認定に付する。

平成27年 8 月31日提出

可児市長 富田 成輝

認定第 6 号

平成26年度可児市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

平成26年度可児市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算を、監査委員の意見を付けて、別冊のとおり認定に付する。

平成27年 8 月31日提出

可児市長 富田 成輝

認定第7号

平成26年度可児市特定環境保全公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

平成26年度可児市特定環境保全公共下水道事業特別会計歳入歳出決算を、監査委員の意見を付けて、別冊のとおり認定に付する。

平成27年8月31日提出

可児市長 富田 成輝

認定第8号

平成26年度可児市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について

平成26年度可児市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算を、監査委員の意見を付けて、別冊のとおり認定に付する。

平成27年8月31日提出

可児市長 富田 成輝

認定第9号

平成26年度可児市可児駅東土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算認定について

平成26年度可児市可児駅東土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算を、監査委員の意見を付けて、別冊のとおり認定に付する。

平成27年8月31日提出

可児市長 富田 成輝

認定第10号

平成26年度可児市土田財産区特別会計歳入歳出決算認定について

平成26年度可児市土田財産区特別会計歳入歳出決算を、監査委員の意見を付けて、別冊のとおり認定に付する。

平成27年8月31日提出

可児市長 富田 成輝

認定第11号

平成26年度可児市北姫財産区特別会計歳入歳出決算認定について

平成26年度可児市北姫財産区特別会計歳入歳出決算を、監査委員の意見を付けて、別冊のとおり認定に付する。

平成27年 8月31日提出

可児市長 富田 成輝

認定第12号

平成26年度可児市平牧財産区特別会計歳入歳出決算認定について

平成26年度可児市平牧財産区特別会計歳入歳出決算を、監査委員の意見を付けて、別冊のとおり認定に付する。

平成27年 8月31日提出

可児市長 富田 成輝

認定第13号

平成26年度可児市二野財産区特別会計歳入歳出決算認定について

平成26年度可児市二野財産区特別会計歳入歳出決算を、監査委員の意見を付けて、別冊のとおり認定に付する。

平成27年 8月31日提出

可児市長 富田 成輝

認定第14号

平成26年度可児市大森財産区特別会計歳入歳出決算認定について

平成26年度可児市大森財産区特別会計歳入歳出決算を、監査委員の意見を付けて、別冊のとおり認定に付する。

平成27年 8月31日提出

可児市長 富田 成輝

認定第15号

平成26年度可児市水道事業会計決算認定について

平成26年度可児市水道事業会計決算を、監査委員の意見を付けて、別冊のとおり認定に付する。

平成27年8月31日提出

可児市長 富田 成輝

議案第56号

平成27年度可児市一般会計補正予算（第2号）について

平成27年度可児市一般会計補正予算（第2号）を別冊のとおり定める。

平成27年8月31日提出

可児市長 富田 成輝

議案第57号

平成27年度可児市介護保険特別会計補正予算（第1号）について

平成27年度可児市介護保険特別会計補正予算（第1号）を別冊のとおり定める。

平成27年8月31日提出

可児市長 富田 成輝

議案第58号

平成27年度可児市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）について

平成27年度可児市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）を別冊のとおり定める。

平成27年8月31日提出

可児市長 富田 成輝

議案第59号

可児市個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について

可児市個人情報保護条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成27年8月31日提出

可児市長 富田 成輝

記

可児市個人情報保護条例の一部を改正する条例

第1条 可児市個人情報保護条例（平成11年可児市条例第23号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
目次 第1章（略） 第2章 <u>個人情報</u> の取扱い（第6条—第14条の2） 第3章 <u>個人情報</u> の開示（第15条—第28条の3） 第4章～第6章（略） 付則 （目的） 第1条 この条例は、高度情報通信社会の進展に伴い個人情報の利用が著しく拡大していることに <u>かんがみ</u> 自己に関する <u>個人情報</u> の開示、訂正等を請求する権利を保障するとともに、 <u>個人情報の適正な取扱い</u> に関し必要な事項を定めることにより、個人の権利利益の保護を図り、もって基本的人権の擁護及び信頼される市政を推進することを目的とする。	目次 第1章（略） 第2章 <u>個人情報等</u> の取扱い（第6条—第14条の2） 第3章 <u>個人情報等</u> の開示（第15条—第28条の3） 第4章～第6章（略） 付則 （目的） 第1条 この条例は、高度情報通信社会の進展に伴い個人情報（ <u>個人情報に該当しない特定個人情報を含む。以下「個人情報等」という。</u> ）の利用が著しく拡大していることに <u>鑑み</u> 自己に関する <u>個人情報等</u> の開示、訂正、 <u>利用の停止</u> 等を請求する権利を保障するとともに、 <u>個人情報等</u> の適正な取扱いに関し必要な事項を定めることにより、個人の権利利益の保護を図り、もって基本的人権の擁護及び信頼

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) (略)

(2) (略)

(3) (略)

(4) 市民 市内に住所を有する者及び市内に住所を有しないが、実施機関に個人情報が保有されている者をいう。

(5) (略)

(6) (略)

(実施機関の責務)

第3条 実施機関は、この条例の目的を達成するため、個人情報の保護に関し必要

される市政を推進することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) (略)

(2) 特定個人情報 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）第2条第8項に規定する特定個人情報をいう。

(3) 情報提供等記録 番号法第23条第1項及び第2項の規定により記録された特定個人情報をいう。

(4) (略)

(5) (略)

(6) 市民 市内に住所を有する者及び市内に住所を有しないが実施機関に個人情報等が保有されている者をいう。

(7) (略)

(8) (略)

(9) 保有特定個人情報 実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した特定個人情報であって、当該実施機関の職員が組織的に利用するものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、公文書に記録されているものに限る。

(10) 本人 個人情報等の帰属する者をいう。

(実施機関の責務)

第3条 実施機関は、この条例の目的を達成するため、個人情報等の保護に関し必

な措置を講ずるとともに、あらゆる施策を通じて個人情報の保護に努めなければならない。

(事業者の責務)

第4条 事業者は、個人情報の保護の重要性を認識し、個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう努めるとともに、個人情報の保護に関する市の施策に協力しなければならない。

(市民の責務)

第5条 市民は、個人情報の保護の重要性を認識し、個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう努めなければならない。

第2章 個人情報の取扱い

(個人情報取扱事務の届出)

第6条 実施機関は、個人情報を取り扱う事務（以下「個人情報取扱事務」という。）を開始しようとするときは、あらかじめ次に掲げる事項を市長に届け出るとともに、その届け出た事項を登録しなければならない。

(1)及び(2) (略)

(3) 個人情報の内容

(4) 個人情報の対象者の範囲

(5) 個人情報の収集先

(6) 個人情報の記録の方法

(7) (略)

2～4 (略)

(収集等の原則)

要な措置を講ずるとともに、あらゆる施策を通じて個人情報等の保護に努めなければならない。

(事業者の責務)

第4条 事業者は、個人情報等の保護の重要性を認識し、個人情報等の取扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう努めるとともに、個人情報等の保護に関する市の施策に協力しなければならない。

(市民の責務)

第5条 市民は、個人情報等の保護の重要性を認識し、個人情報等の取扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう努めなければならない。

第2章 個人情報等の取扱い

(個人情報取扱事務の届出)

第6条 実施機関は、個人情報等を取り扱う事務（以下「個人情報取扱事務」という。）を開始しようとするときは、あらかじめ次に掲げる事項を市長に届け出るとともに、その届け出た事項を登録しなければならない。

(1)及び(2) (略)

(3) 個人情報等の内容

(4) 個人情報等の対象者の範囲

(5) 個人情報等の収集先

(6) 個人情報等の記録の方法

(7) (略)

2～4 (略)

(収集等の原則)

第7条 実施機関は、個人情報の収集、保有又は利用（以下「収集等」という。）に当たっては、個人情報取扱事務の目的を明確にし、当該目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により取り扱わなければならない。

（直接収集）

第8条 実施機関は、個人情報を収集するときは、当該個人情報の帰属する者（以下「本人」という。）から直接収集しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

(1)～(6) (略)

2及び3 (略)

（収集等の制限）

第9条 実施機関は、次に掲げる事項に関する個人情報の収集等をしてはならない。ただし、法令等に定めがあるとき又は審査会の意見を聴いて公益上特に必要があると認めるときは、この限りでない。

(1)及び(2) (略)

（利用及び提供の制限）

第10条 実施機関は、保有個人情報を個人情報取扱事務の目的の範囲を超えて当該実施機関内において利用し、又は当該実施機関以外のもに提供してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

(1)～(5) (略)

2～4 (略)

第7条 実施機関は、個人情報等の収集、保有又は利用（以下「収集等」という。）に当たっては、個人情報取扱事務の目的を明確にし、当該目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により取り扱わなければならない。

（直接収集）

第8条 実施機関は、個人情報（特定個人情報を除く。以下この条において同じ。）を収集するときは、本人から直接収集しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

(1)～(6) (略)

2及び3 (略)

（収集等の制限）

第9条 実施機関は、次に掲げる事項に関する個人情報（特定個人情報を除く。）の収集等をしてはならない。ただし、法令等に定めがあるとき又は審査会の意見を聴いて公益上特に必要があると認めるときは、この限りでない。

(1)及び(2) (略)

（保有個人情報の利用及び提供の制限）

第10条 実施機関は、保有個人情報（保有特定個人情報を除く。以下この条において同じ。）を個人情報取扱事務の目的の範囲を超えて当該実施機関内において利用し、又は当該実施機関以外のもに提供してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

(1)～(5) (略)

2～4 (略)

(電子計算組織の結合の制限)

第11条 実施機関は、電子計算組織を利用して個人情報を処理するに当たっては、当該実施機関以外のものの電子計算組織と通信回線によって結合してはならない。ただし、実施機関が審査会の意見を聴いて公益上特に必要と認めるときは、この限りでない。

(個人情報の適正管理)

第12条 実施機関は、個人情報取扱事務を行うに当たっては、保有個人情報を適正に管理するため、次に掲げる事項について必要な措置を講じなければならない。

- (1) 保有個人情報を常に正確かつ最新のものとする。
- (2) 保有個人情報の漏えい、滅失、改ざん、き損等を防止すること。
- (3) 保有する必要がなくなった保有個人情報については、確実に、かつ、速やかに廃棄し、又は消去すること。ただし、歴史的又は文化的資料として保存する必要があるときは、この限りでない。

2 実施機関は、前条ただし書の規定により当該実施機関以外のものの電子計算組織と通信回線によって結合している場合において、個人情報の漏えい又は改ざんその他不適切な取扱いがなされ、又はそのおそれがあると認めるときは、個人情

(保有特定個人情報の提供の制限)

第10条の2 実施機関は、番号法第19条各号のいずれかに該当する場合を除き、保有特定個人情報を提供してはならない。

(電子計算組織の結合の制限)

第11条 実施機関は、電子計算組織を利用して個人情報等を処理するに当たっては、当該実施機関以外のものの電子計算組織と通信回線によって結合してはならない。ただし、実施機関が審査会の意見を聴いて公益上特に必要と認めるときは、この限りでない。

(個人情報等の適正管理)

第12条 実施機関は、個人情報取扱事務を行うに当たっては、保有個人情報 (保有個人情報に該当しない保有特定個人情報を含む。以下「保有個人情報等」という。)を適正に管理するため、次に掲げる事項について必要な措置を講じなければならない。

- (1) 保有個人情報等を常に正確かつ最新のものとする。
- (2) 保有個人情報等の漏えい、滅失、改ざん、き損等を防止すること。
- (3) 保有する必要がなくなった保有個人情報等については、確実に、かつ、速やかに廃棄し、又は消去すること。ただし、歴史的又は文化的資料として保存する必要があるときは、この限りでない。

2 実施機関は、前条ただし書の規定により当該実施機関以外のものの電子計算組織と通信回線によって結合している場合において、個人情報等の漏えい又は改ざんその他不適切な取扱いがなされ、又はそのおそれがあると認めるときは、個人

報の安全性を確保するため、通信回線による結合の停止を含む必要な措置を講じて、個人の権利利益を不当に侵害することのないようにしなければならない。

- 3 実施機関は、前項に規定する必要な措置を適切に講じるため、個人情報の安全性を侵す不正行為の脅威度及び緊急度に応じた対応計画を別に定めなければならない。

(職員の責務)

第12条の2 実施機関の職員及び職員であった者は、その業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。

(委託に伴う措置)

第13条 実施機関は、個人情報取扱事務を委託するときは、保有個人情報を保護するため必要な措置を講じなければならない。

第3章 個人情報の開示

(開示の請求)

第15条 市民は、実施機関に対し、自己に関する保有個人情報（以下「自己情報」という。）の閲覧又は写しの交付を請求（以下「開示請求」という。）することができる。

2 (略)

- 3 死者を本人とする自己情報は、次の各号のいずれかに該当する者に限り、開示請求することができる。

(1)～(4) (略)

情報等の安全性を確保するため、通信回線による結合の停止を含む必要な措置を講じて、個人の権利利益を不当に侵害することのないようにしなければならない。

- 3 実施機関は、前項に規定する必要な措置を適切に講じるため、個人情報等の安全性を侵す不正行為の脅威度及び緊急度に応じた対応計画を別に定めなければならない。

(職員の責務)

第12条の2 実施機関の職員及び職員であった者は、その業務に関して知り得た個人情報等の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。

(委託に伴う措置)

第13条 実施機関は、個人情報取扱事務を委託するときは、保有個人情報等を保護するため必要な措置を講じなければならない。

第3章 個人情報等の開示

(開示の請求)

第15条 市民は、実施機関に対し、自己に関する保有個人情報等の閲覧又は写しの交付を請求（以下「開示請求」という。）することができる。

2 (略)

- 3 死者を本人とする保有個人情報は、次の各号のいずれかに該当する者に限り、開示請求することができる。

(1)～(4) (略)

(開示しないことができる自己情報)

第16条 実施機関は、開示請求に係る自己情報が次の各号のいずれかに該当するときは、当該自己情報の全部又は一部の開示をしないことができる。

- (1) (略)
- (2) 個人の評価、診断、判定、選考、指導、相談等に関する情報であつて、開示請求者に開示をすることにより当該評価、診断、判定、選考、指導、相談等に著しい支障が生ずるおそれがあるもの
- (3) 開示請求の対象となった自己情報に開示請求をした者（以下「開示請求者」という。）（当該者が法定代理人等又は前条第3項に該当する者であるときは、本人をいう。第18条の2第1項において同じ。）以外の個人に関する個人情報が含まれる場合で、開示することにより、当該個人の正当な権利利益を害すると認められるもの
- (4)～(8) (略)

2 実施機関は、開示請求に係る自己情報の一部に前項の規定による開示しないことができる自己情報が記録されている場合において、開示しないことができる自己情報とそれ以外の情報とを容易に区分して分離することができるときは、開示しないことができる自己情報の記録されている部分を除いて、当該請求に係る自己情報を開示しなければならない。

(個人情報の存否に関する情報)

第16条の2 実施機関は、開示請求に対し、当該開示請求に係る自己情報が存在

(開示しないことができる保有個人情報等)

第16条 実施機関は、開示請求に係る保有個人情報等が次の各号のいずれかに該当するときは、当該保有個人情報等の全部又は一部の開示をしないことができる。

- (1) (略)
- (2) 個人の評価、診断、判定、選考、指導、相談等に関する情報であつて、開示請求に係る本人に開示をすることにより当該評価、診断、判定、選考、指導、相談等に著しい支障が生ずるおそれがあるもの
- (3) 開示請求をした者（以下「開示請求者」という。）（当該者が法定代理人等又は前条第3項に該当する者であるときは、本人をいう。第18条の2第1項において同じ。）以外の個人に関する個人情報等が含まれる場合で、開示することにより、当該個人の正当な権利利益を害すると認められるもの
- (4)～(8) (略)

2 実施機関は、開示請求に係る保有個人情報等の一部に前項の規定による開示しないことができる保有個人情報等が記録されている場合において、開示しないことができる保有個人情報等とそれ以外の情報とを容易に区分して分離することができるときは、開示しないことができる保有個人情報等の記録されている部分を除いて、当該請求に係る保有個人情報等を開示しなければならない。

(個人情報等の存否に関する情報)

第16条の2 実施機関は、開示請求に対し、当該開示請求に係る保有個人情報等

しているか否かを答えるだけで、前条第1項各号に掲げる情報を開示することとなるときは、当該自己情報の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。

2 (略)

(開示の請求の手続)

第17条 開示請求をしようとする者は、実施機関に対して、本人、法定代理人等又は第15条第3項各号に定める者（以下「遺族等」という。）であることを明らかにして、次に掲げる事項を記載した請求書を提出しなければならない。

(1) (略)

(2) 請求に係る自己情報を特定するために必要な事項

(3) (略)

2 (略)

(開示の請求の決定及び通知)

第18条 実施機関は、前条第1項に規定する請求書の提出があったときは、当該請求書を受理した日の翌日から起算して14日以内に、開示請求に係る自己情報について開示する旨又は開示しない旨の決定（以下「開示決定等」という。）をしなければならない。ただし、前条第2項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2及び3 (略)

4 実施機関は、請求に係る自己情報について開示しないことと決定したとき（第16条の2の規定により開示請求を拒否するとき及び開示請求に係る自己情報を保有していないときを含む。）はその理由を、第16条第2項の規定により開示しな

が存在しているか否かを答えるだけで、前条第1項各号に掲げる情報を開示することとなるときは、当該保有個人情報等の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。

2 (略)

(開示の請求の手続)

第17条 開示請求をしようとする者は、実施機関に対して、本人、法定代理人等又は第15条第3項各号に定める者（以下「遺族等」という。）であることを明らかにして、次に掲げる事項を記載した請求書を提出しなければならない。

(1) (略)

(2) 開示請求に係る保有個人情報等を特定するために必要な事項

(3) (略)

2 (略)

(開示の請求の決定及び通知)

第18条 実施機関は、前条第1項に規定する請求書の提出があったときは、当該請求書を受理した日の翌日から起算して14日以内に、開示請求に係る保有個人情報等について開示する旨又は開示しない旨の決定（以下「開示決定等」という。）をしなければならない。ただし、前条第2項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2及び3 (略)

4 実施機関は、開示請求に係る保有個人情報等について開示しないことと決定したとき（第16条の2の規定により開示請求を拒否するとき及び開示請求に係る保有個人情報等を保有していないときを含む。）はその理由を、第16条第2項の規

いことができる自己情報が記録されている部分を除いて開示することと決定したときはその旨及び理由を記載して開示請求者に通知しなければならない。この場合において、当該理由がなくなる期日をあらかじめ明示することができるときは、その期日を併せて記載しなければならない。

(第三者に対する意見書提出の機会の付与等)

第18条の2 実施機関は、開示請求に係る自己情報の開示決定等をする場合において、当該自己情報に市、国等及び開示請求者以外のもの（以下この条、第28条の2及び第28条の3において「第三者」という。）に関する情報が含まれているときは、あらかじめ当該第三者に対し、開示請求に係る公文書の表示その他の規則で定める事項を通知して、意見書を提出する機会を与えることができる。

2 実施機関は、前項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者が当該自己情報の開示に反対の意思を表示した意見書（以下「反対意見書」という。）を提出した場合において、開示請求に係る自己情報の全部又は一部を開示する旨の決定（以下「開示決定」という。）をするときは、開示決定の日と開示を実施する日との間に少なくとも2週間を置かなければならない。この場合において、実施機関は、開示決定後直ちに、反対意見書を提出した第三者に対し、開示決定をした旨、その理由及び開示を実施する日を書面により通知しなければならない。

(開示の実施)

定により開示しないことができる保有個人情報等が記録されている部分を除いて開示することと決定したときはその旨及び理由を記載して開示請求者に通知しなければならない。この場合において、当該理由がなくなる期日をあらかじめ明示することができるときは、その期日を併せて記載しなければならない。

(第三者に対する意見書提出の機会の付与等)

第18条の2 実施機関は、開示請求に係る保有個人情報等の開示決定等をする場合において、当該保有個人情報等に市、国等及び開示請求者以外のもの（以下この条、第28条の2及び第28条の3において「第三者」という。）に関する情報が含まれているときは、あらかじめ当該第三者に対し、開示請求に係る公文書の表示その他の規則で定める事項を通知して、意見書を提出する機会を与えることができる。

2 実施機関は、前項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者が当該保有個人情報等の開示に反対の意思を表示した意見書（以下「反対意見書」という。）を提出した場合において、開示請求に係る保有個人情報等の全部又は一部を開示する旨の決定（以下「開示決定」という。）をするときは、開示決定の日と開示を実施する日との間に少なくとも2週間を置かなければならない。この場合において、実施機関は、開示決定後直ちに、反対意見書を提出した第三者に対し、開示決定をした旨、その理由及び開示を実施する日を書面により通知しなければならない。

(開示の実施)

第19条 実施機関は、第18条第1項の規定により開示する旨の決定を行ったときは、速やかに請求者に対して自己情報の開示をしなければならない。

2 自己情報の開示は、実施機関が第18条第3項の規定による通知の際に指定する日時及び場所において行うものとする。

3 実施機関は、自己情報の開示をすることにより当該自己情報が汚損され、又は破損されるおそれがあるとき、第16条第2項の規定による自己情報の開示をするときその他合理的な理由があるときは、当該自己情報の写しにより開示することができる。

(訂正の請求)

第20条 市民は、自己情報の記録について事実の記載の誤りがあるときは、実施機関に対し、当該自己情報の記録の訂正を請求することができる。

(削除の請求)

第21条 市民は、第7条に規定する目的を達成するために必要な範囲を超え、又は第8条第1項若しくは第9条の規定によらないで自己情報が収集されたときは、実施機関に対し、当該自己情報の記録の削除を請求することができる。

(中止の請求)

第22条 市民は、第10条第1項の規定によらないで自己情報の目的の範囲を超えた利用又は実施機関以外への提供（以下「目的外利用等」という。）がされているときは、実施機関に対し、当該目的外利用等の中止を請求することができる。

第19条 実施機関は、第18条第1項の規定により開示する旨の決定を行ったときは、速やかに請求者に対して保有個人情報等の開示をしなければならない。

2 保有個人情報等の開示は、実施機関が第18条第3項の規定による通知の際に指定する日時及び場所において行うものとする。

3 実施機関は、保有個人情報等の開示をすることにより当該保有個人情報等が汚損され、又は破損されるおそれがあるとき、第16条第2項の規定による保有個人情報等の開示をするときその他合理的な理由があるときは、当該保有個人情報等の写しにより開示することができる。

(訂正の請求)

第20条 市民は、自己に関する保有個人情報等の記録について事実の記載の誤りがあるときは、実施機関に対し、当該保有個人情報等の記録の訂正を請求することができる。

(停止又は消去の請求)

第21条 市民は、自己に関する保有個人情報等が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、当該保有個人情報等を保有する実施機関に対し、当該各号に定める措置を請求することができる。ただし、当該保有個人情報等の利用の停止、

消去又は提供の停止に関して法令等の規定により特別の手續が定められているときは、この限りでない。

- (1) 次のいずれかに該当するとき 当該保有個人情報等の利用の停止又は消去
- ア 第7条に規定する目的を達成するために必要な範囲を超え、又は第8条第1項若しくは第9条の規定に違反して収集等されているとき
 - イ 第10条第1項及び第2項の規定に違反して利用されているとき
 - ウ 番号法第20条の規定に違反して収集され、又は保管されているとき
 - エ 番号法第28条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイル（番号法第2条第9項に規定する特定個人情報ファイルをいう。）に記録されているとき
- (2) 第10条第1項及び第2項又は第10条の2の規定に違反して提供されているとき 当該保有個人情報等の提供の停止

(準用)

第22条 第15条第2項、第15条第3項及び第16条の2の規定は、前2条の規定による請求について準用する。

(訂正、停止又は消去の請求の手續)

第23条 第20条に規定する訂正又は第21条の規定による措置（以下「訂正等」という。）の請求をする者（以下この項において「請求者」という。）は、実施機関に対して、本人、法定代理人等又は遺族等であることを明らかにして、次に掲げる事項を記載した請求書を提出しなければならない。

- (1) (略)

(準用)

第22条の2 第15条第2項、第15条第3項及び第16条の2の規定は、前3条の規定による請求について準用する。

(訂正、削除又は中止の請求の手續)

第23条 第20条に規定する訂正、第21条に規定する削除又は第22条に規定する中止の請求をする者（以下この項において「請求者」という。）は、実施機関に対して、本人、法定代理人等又は遺族等であることを明らかにして、次に掲げる事項を記載した請求書を提出しなければならない。

- (1) (略)

- (2) 請求に係る自己情報を特定するために必要な事項
 - (3) 訂正、削除又は中止（以下「訂正等」という。）の内容
 - (4) (略)
- 2 (略)

(訂正等の実施)

第25条 実施機関は、前条第1項の規定により訂正等をする旨の決定を行ったときは、速やかに当該自己情報の訂正等をしなければならない。

(費用負担)

第26条 自己情報の開示、訂正、削除及び目的外利用等の中止に係る手数料は、無料とする。

- 2 自己情報の写しの交付を受ける者は、当該写しの交付に要する費用を負担しなければならない。

(苦情の申出)

第27条 実施機関は、保有個人情報の取扱いに関して、苦情の申出があったときは、迅速かつ適切に処理するよう努めなければならない。

(不服申立ての手続)

第28条 実施機関は、自己情報の開示又は訂正等の請求について実施機関が行った決定に関し、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）の規定に基づく不服申立てがあったときは、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、遅滞なく審査会に諮問し、その答申を尊重して、不服申立てを受理した日の翌日から起算して3月以内に当該不服申立てに対する決定を

- (2) 請求に係る保有個人情報等を特定するために必要な事項
 - (3) 訂正等の内容
 - (4) (略)
- 2 (略)

(訂正等の実施)

第25条 実施機関は、前条第1項の規定により訂正等をする旨の決定を行ったときは、速やかに当該保有個人情報等の訂正等をしなければならない。

(費用負担)

第26条 自己に関する保有個人情報等の開示及び訂正等に係る手数料は、無料とする。

- 2 自己に関する保有個人情報等の写しの交付を受ける者は、当該写しの交付に要する費用を負担しなければならない。

(苦情の申出)

第27条 実施機関は、保有個人情報等の取扱いに関して、苦情の申出があったときは、迅速かつ適切に処理するよう努めなければならない。

(不服申立ての手続)

第28条 実施機関は、保有個人情報等の開示又は訂正等の請求について実施機関が行った決定に関し、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）の規定に基づく不服申立てがあったときは、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、遅滞なく審査会に諮問し、その答申を尊重して、不服申立てを受理した日の翌日から起算して3月以内に当該不服申立てに対する

行うよう努めなければならない。

- (1) (略)
- (2) 決定で、不服申立てに係る自己情報の全部又は一部について開示又は訂正等しない旨の決定を取り消し、又は変更し、自己情報の全部の開示、訂正等を行うこととするとき。ただし、当該自己情報の全部を開示する旨の決定について反対意見書が提出されている場合を除く。

(第三者からの不服申立てを棄却する場合等における手続)

第28条の3 第18条の2第2項の規定は、次の各号のいずれかに該当する決定をする場合について準用する。

- (1) (略)
- (2) 不服申立てに係る開示決定等を変更し、当該開示決定等に係る自己情報を開示する旨の決定（第三者である参加人が当該自己情報の開示に反対の意思を表示している場合に限る。）

(調査権限)

第33条 審査会は、必要があると認めるときは、実施機関に対し、開示又は訂正等の請求に係る自己情報の提出を求めることができる。この場合においては、何人も、審査会に対し、その提出された自己情報の開示を求めることができない。

- 2 (略)
- 3 審査会は、必要があると認めるときは、実施機関に対し、開示又は訂正等の請求に係る自己情報に記録されている情報の内容を審査会の指定する方法により分類又は整理した資料を作成し、審査会

決定を行うよう努めなければならない。

- (1) (略)
- (2) 決定で、不服申立てに係る保有個人情報等の全部又は一部について開示又は訂正等しない旨の決定を取り消し、又は変更し、当該保有個人情報等の全部の開示又は訂正等を行うこととするとき。ただし、当該保有個人情報等の全部を開示する旨の決定について反対意見書が提出されている場合を除く。

(第三者からの不服申立てを棄却する場合等における手続)

第28条の3 第18条の2第2項の規定は、次の各号のいずれかに該当する決定をする場合について準用する。

- (1) (略)
- (2) 不服申立てに係る開示決定等を変更し、当該開示決定等に係る保有個人情報等を開示する旨の決定（第三者である参加人が当該保有個人情報等の開示に反対の意思を表示している場合に限る。）

(調査権限)

第33条 審査会は、必要があると認めるときは、実施機関に対し、開示又は訂正等の請求に係る保有個人情報等の提出を求めることができる。この場合においては、何人も、審査会に対し、その提出された保有個人情報等の開示を求めることができない。

- 2 (略)
- 3 審査会は、必要があると認めるときは、実施機関に対し、開示又は訂正等の請求に係る保有個人情報等に記録されている情報の内容を審査会の指定する方法により分類又は整理した資料を作成し、

<p>に提出するよう求めることができる。</p> <p>4 (略)</p> <p>(他の法令等との調整等)</p> <p>第41条 他の法令等の規定により、<u>個人情報</u>の開示又は訂正等の手続が定められている場合は、その定めるところによるものとする。</p> <p>2 (略)</p>	<p>審査会に提出するよう求めることができる。</p> <p>4 (略)</p> <p>(他の法令等との調整等)</p> <p>第41条 他の法令等の規定により、<u>保有個人情報</u>の開示の手続が定められている場合及び<u>保有個人情報等の訂正等の手続が定められている場合は</u>、その定めるところによるものとする。</p> <p>2 (略)</p>
--	---

第2条 可児市個人情報保護条例の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(保有個人情報の利用及び提供の制限)</p> <p>第10条 (略)</p>	<p>(保有個人情報の利用及び提供の制限)</p> <p>第10条 (略)</p> <p><u>(保有特定個人情報の利用の制限)</u></p> <p><u>第10条の2 実施機関は、個人情報取扱事務の目的の範囲を超えて保有特定個人情報を自ら利用してはならない。</u></p> <p><u>2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、個人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難であるときは、個人情報取扱事務の目的の範囲を超えて保有特定個人情報を自ら利用することができる。ただし、保有特定個人情報を個人情報取扱事務の目的の範囲を超えて自ら利用することによって、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。</u></p>
<p>(保有特定個人情報の提供の制限)</p> <p><u>第10条の2</u> (略)</p>	<p>(保有特定個人情報の提供の制限)</p> <p><u>第10条の3</u> (略)</p>

(開示の請求)

第15条 (略)

2 未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は実施機関が特別の理由があると認めたと認められた任意代理人(以下「法定代理人等」という。)は、本人に代わって前項の開示請求をすることができる。ただし、当該未成年者の利益に反すると認められる場合にあっては、この限りでない。

3 (略)

(停止又は消去の請求)

第21条 市民は、自己に関する保有個人情報等が次の各号のいずれかに該当すると思われるときは、当該保有個人情報等を保有する実施機関に対し、当該各号に定める措置を請求することができる。ただし、当該保有個人情報等の利用の停止、消去又は提供の停止に関して法令等の規定により特別の手續が定められているときは、この限りでない。

(1) 次のいずれかに該当するとき 当該保有個人情報等の利用の停止又は消去
ア (略)

イ 第10条第1項及び第2項の規定に違反して利用されているとき

ウ及びエ (略)

(2) 第10条第1項及び第2項又は第10条の2の規定に違反して提供されているとき 当該保有個人情報等の提供の停止

(他の法令等との調整等)

(開示の請求)

第15条 (略)

2 未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は実施機関が特別の理由があると認めたと認められた任意代理人(以下「法定代理人等」という。)は、本人に代わって前項の開示請求をすることができる。ただし、当該未成年者の利益に反すると認められる場合にあっては、この限りでない。

3 (略)

(停止又は消去の請求)

第21条 市民は、自己に関する保有個人情報等が次の各号のいずれかに該当すると思われるときは、当該保有個人情報等を保有する実施機関に対し、当該各号に定める措置を請求することができる。ただし、当該保有個人情報等の利用の停止、消去又は提供の停止に関して法令等の規定により特別の手續が定められているときは、この限りでない。

(1) 次のいずれかに該当するとき 当該保有個人情報等の利用の停止又は消去
ア (略)

イ 第10条第1項及び第2項又は第10条の2の規定に違反して利用されているとき

ウ及びエ (略)

(2) 第10条第1項及び第2項又は第10条の3の規定に違反して提供されているとき 当該保有個人情報等の提供の停止

(他の法令等との調整等)

<p>第41条 他の法令等の規定により、保有個人情報の開示の手続が定められている場合及び保有個人情報等の訂正等の手続が定められている場合は、その定めるところによるものとする。</p> <p>2 (略)</p>	<p>第41条 他の法令等の規定により、保有個人情報（保有特定個人情報を除く。）の開示の手続が定められている場合及び保有個人情報等の訂正等の手続が定められている場合は、その定めるところによるものとする。</p> <p>2 (略)</p>
--	--

第3条 可児市個人情報保護条例の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(保有特定個人情報の利用の制限)</p> <p>第10条の2 (略)</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、個人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難であるときは、個人情報取扱事務の目的の範囲を超えて保有特定個人情報を自ら利用することができる。ただし、保有特定個人情報を個人情報取扱事務の目的の範囲を超えて自ら利用することによって、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。</p>	<p>(保有特定個人情報の利用の制限)</p> <p>第10条の2 (略)</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、個人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難であるときは、個人情報取扱事務の目的の範囲を超えて保有特定個人情報（<u>情報提供等記録を除く。以下この項において同じ。</u>）を自ら利用することができる。ただし、保有特定個人情報を個人情報取扱事務の目的の範囲を超えて自ら利用することによって、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。</p>
<p>(電子計算組織の結合の制限)</p> <p>第11条 実施機関は、電子計算組織を利用して個人情報等を処理するに当たっては、当該実施機関以外のものの電子計算組織と通信回線によって結合してはならない。ただし、実施機関が審査会の意見を聴いて公益上特に必要と認めるときは、この限りでない。</p>	<p>(電子計算組織の結合の制限)</p> <p>第11条 実施機関は、電子計算組織を利用して個人情報等を処理するに当たっては、当該実施機関以外のものの電子計算組織と通信回線によって結合してはならない。ただし、<u>法令等に定めがあるとき又は実施機関が審査会の意見を聴いて公益上特に必要と認めるときは</u>、この限りでない。</p>

(停止又は消去の請求)

第21条 市民は、自己に関する保有個人情報等が次の各号のいずれかに該当すると思われるときは、当該保有個人情報等を保有する実施機関に対し、当該各号に定める措置を請求することができる。ただし、当該保有個人情報等の利用の停止、消去又は提供の停止に関して法令等の規定により特別の手續が定められているときは、この限りでない。

(1)及び(2) (略)

(訂正等の実施)

第25条 (略)

(停止又は消去の請求)

第21条 市民は、自己に関する保有個人情報等(情報提供等記録を除く。以下この条において同じ。)が次の各号のいずれかに該当すると思われるときは、当該保有個人情報等を保有する実施機関に対し、当該各号に定める措置を請求することができる。ただし、当該保有個人情報等の利用の停止、消去又は提供の停止に関して法令等の規定により特別の手續が定められているときは、この限りでない。

(1)及び(2) (略)

(訂正等の実施)

第25条 (略)

2 実施機関は、第20条の規定による訂正の請求に基づき訂正の実施をした場合において、必要があると認めるときは、当該保有個人情報等の提供先(情報提供等記録にあつては、総務大臣及び番号法第19条第7号に規定する情報照会者又は情報提供者(当該訂正に係る番号法第23条第1項及び第2項に規定する記録に記録された者であつて、当該実施機関以外のものに限る。))に対し、遅滞なく、その旨を書面により通知するものとする。

附 則

この条例は、平成27年10月5日から施行する。ただし、第2条の規定は平成28年1月1日から、第3条の規定は番号法附則第1条第5号に掲げる規定の施行の日から施行する。

議案第60号

可児市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の制定について

可児市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例を次のとおり制定する。

平成27年 8月31日提出

可児市長 富田 成輝

記

可児市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「法」という。）第9条第2項に基づく個人番号の利用に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 個人番号 法第2条第5項に規定する個人番号をいう。
- (2) 特定個人情報 法第2条第8項に規定する特定個人情報をいう。
- (3) 個人番号利用事務実施者 法第2条第12項に規定する個人番号利用事務実施者をいう。
- (4) 情報提供ネットワークシステム 法第2条第14項に規定する情報提供ネットワークシステムをいう。
- (5) 実施機関 可児市個人情報保護条例（平成11年可児市条例第23号）第2条第4号に規定する実施機関をいう。

(実施機関の責務)

第3条 実施機関は、個人番号の利用に関し、その適正な取扱いを確保するために必要な措置を講ずるとともに、国との連携を図りながら、自主的かつ主体的に、地域の特性に応じた施策を実施するものとする。

(個人番号の利用範囲)

第4条 実施機関は、法別表第2の第2欄に掲げる事務の処理に関して、効率的に検索し、及び管理するために必要な限度で同表の第4欄に掲げる特定個人情報であって自らが保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワ

ークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。

2 別表の左欄に掲げる実施機関は、同表の中欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で、同表の右欄に掲げる特定個人情報であつて当該実施機関が保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。

3 前2項の規定による特定個人情報の利用ができる場合において、他の条例、規則その他の規程の規定により当該特定個人情報と同一の内容の情報を含む書面の提出が義務付けられているときは、当該書面の提出があつたものとみなす。

(委任)

第5条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成28年1月1日から施行する。

別表（第4条関係）

実施機関	事務	特定個人情報
市長	税の収納管理及び滞納管理に関する事務であって規則で定めるもの	地方税法（昭和25年法律第226号）及び可児市国民健康保険税条例（昭和36年可児町条例第16号）の規定により算定した国民健康保険税の税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報、当該国民健康保険税の徴収に関する情報又は生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護の実施に関する情報（以下「生活保護関係情報」という。）であって規則で定めるもの
市長	健康づくり推進事業及び健康増進事業に関する事務であって規則で定めるもの	国民健康保険法（昭和33年法律第192号）若しくは高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）による医療に関する給付の支給に関する情報又は生活保護関係情報であって規則で定めるもの

議案第61号

可児市税条例の一部を改正する条例の制定について

可児市税条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成27年8月31日提出

可児市長 富田 成輝

記

可児市税条例の一部を改正する条例

可児市税条例（昭和35年可児町条例第14号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(用語)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 納付書 納税者が徴収金を納付するために用いる文書で、規則で定める様式によって納税者の住所及び氏名又は名称並びにその納付すべき徴収金額その他納付について必要な事項を記載するものをいう。</p> <p>(5) 納入書 特別徴収義務者が徴収金を納付するために用いる文書で、規則で定める様式によって特別徴収義務者の</p>	<p>(用語)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 納付書 納税者が徴収金を納付するために用いる文書で、規則で定める様式によって納税者の住所及び氏名<u>(法人にあっては、事務所又は事業所の所在地、名称及び法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）第2条第15項に規定する法人番号をいう。以下同じ。））</u>（法人番号を有しない者にあつては、事務所又は事業所の所在地及び名称）並びにその納付すべき徴収金額その他納付について必要な事項を記載するものをいう。</p> <p>(5) 納入書 特別徴収義務者が徴収金を納付するために用いる文書で、規則で定める様式によって特別徴収義務者の</p>

住所及び氏名又は名称並びにその納付すべき徴収金額その他納入について必要な事項を記載するものをいう。

(市民税の申告)

第23条の2 (略)

2～6 (略)

7 市長は、市民税の賦課徴収について必要があると認める場合においては、新たに第11条第1項第3号又は第4号の者に該当することとなった者に、当該該当することとなった日から10日以内に、その名称、代表者又は管理人の氏名、主たる事務所又は事業所の所在、当該市内に有する事務所、事業所又は寮などの所在、当該該当することとなった日、その他必要な事項を申告させることができる。

(市民税の減免)

第35条 (略)

2 前項の規定によって、市民税の減免を受けようとする者は、納期限の前7日までに、次に掲げる事項を記載した申請書に減免を受けようとする理由を証明する書類を添付して市長に提出しなければならない。ただし、前年度の市民税の減免を受けている者が、同一の事由により減免を受けようとする場合は、減免を受けようとする理由を証明する書類の添付を省略することができる。

住所及び氏名 (法人にあっては、事務所又は事業所の所在地、名称及び法人番号) 並びにその納付すべき徴収金額その他納入について必要な事項を記載するものをいう。

(市民税の申告)

第23条の2 (略)

2～6 (略)

7 市長は、市民税の賦課徴収について必要があると認める場合においては、新たに第11条第1項第3号又は第4号の者に該当することとなった者に、当該該当することとなった日から10日以内に、その名称、代表者又は管理人の氏名、主たる事務所又は事業所の所在、当該市内に有する事務所、事業所又は寮などの所在、法人番号、当該該当することとなった日、その他必要な事項を申告させることができる。

(市民税の減免)

第35条 (略)

2 前項の規定によって、市民税の減免を受けようとする者は、納期限の前7日までに、次に掲げる事項を記載した申請書に減免を受けようとする理由を証明する書類を添付して市長に提出しなければならない。ただし、前年度の市民税の減免を受けている者が、同一の事由により減免を受けようとする場合は、減免を受けようとする理由を証明する書類の添付を省略することができる。

(1) 納税義務者の氏名又は名称、住所若しくは居所又は事務所若しくは事業所の所在地及び個人番号(番号法第2条第5項に規定する個人番号をいう。)
又は法人番号

(1) (略)

(2) (略)

3 (略)

(施行規則第15条の3第2項の規定による補正の方法の申出)

第41条の5 施行規則第15条の3第2項の規定による補正の方法の申出は、当該家屋に係る区分所有者の代表者が毎年1月31日までに次の各号に掲げる事項を記載した申出書を市長に提出して行わなければならない。

(1) 代表者の住所及び氏名

(2)～(4) (略)

2 (略)

(法第352条の2第5項及び第6項の規定による固定資産税額のおん分の申出)

第41条の5の2 法第352条の2第5項の規定による同条第1項第1号に掲げる要件に該当する同項に規定する共用土地で同項第2号に掲げる要件に該当しないものに係る固定資産税額のおん分の申出は、同項に規定する共用土地納税義務者の代表者が毎年1月31日までに次の各号に掲げる事項を記載した申出書を市長に提出して行わなければならない。

(1) 代表者の住所及び氏名

(2) (略)

(3) (略)

3 (略)

(施行規則第15条の3第2項の規定による補正の方法の申出)

第41条の5 施行規則第15条の3第2項の規定による補正の方法の申出は、当該家屋に係る区分所有者の代表者が毎年1月31日までに次の各号に掲げる事項を記載した申出書を市長に提出して行わなければならない。

(1) 代表者の住所、氏名又は名称及び個人番号（番号法第2条第5項に規定する個人番号をいい、当該書類を提出する者の同項に規定する個人番号に限る。以下固定資産税について同じ。）又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）

(2)～(4) (略)

2 (略)

(法第352条の2第5項及び第6項の規定による固定資産税額のおん分の申出)

第41条の5の2 法第352条の2第5項の規定による同条第1項第1号に掲げる要件に該当する同項に規定する共用土地で同項第2号に掲げる要件に該当しないものに係る固定資産税額のおん分の申出は、同項に規定する共用土地納税義務者の代表者が毎年1月31日までに次の各号に掲げる事項を記載した申出書を市長に提出して行わなければならない。

(1) 代表者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）

(2)～(5) (略)

2 法第352条の2第6項に規定する特定被災共用土地（以下この項及び次項において「特定被災共用土地」という。）に係る固定資産税のあん分の申出は、同条第6項に規定する特定被災共用土地納税義務者（第5号及び第4項において「特定被災共用土地納税義務者」という。）の代表者が法第349条の3の3第1項に規定する被災年度（第3号及び第51条の2において、「被災年度」という。）の翌年度又は翌々年度（法第349条の3の3第1項に規定する避難の指示等（第51条の2において「避難の指示等」という。）が行われた場合において、法第349条の3の3第1項に規定する避難等解除日（以下この項及び第51条の2において「避難等解除日」という。）の属する年が法第349条の3の3第1項に規定する被災年（第51条の2において「被災年」という。）の翌年以後の年であるときは、当該被災年度の翌年度から避難等解除日の属する年の1月1日以後3年を経過する日を賦課期日とする年度までの各年度）の初日の属する年の1月31日までに次の各号に掲げる事項を記載し、かつ、第4号に掲げる事実を証する書類を添付した申出書を市長に提出して行わなければならない。

(1) 代表者の住所及び氏名

(2)～(6) (略)

3及び4 (略)

(固定資産税の減免)

第49条 市長は、次の各号の一に該当する固定資産のうち、市長において必要があ

(2)～(5) (略)

2 法第352条の2第6項に規定する特定被災共用土地（以下この項及び次項において「特定被災共用土地」という。）に係る固定資産税のあん分の申出は、同条第6項に規定する特定被災共用土地納税義務者（第5号及び第4項において「特定被災共用土地納税義務者」という。）の代表者が法第349条の3の3第1項に規定する被災年度（第3号及び第51条の2において、「被災年度」という。）の翌年度又は翌々年度（法第349条の3の3第1項に規定する避難の指示等（第51条の2において「避難の指示等」という。）が行われた場合において、法第349条の3の3第1項に規定する避難等解除日（以下この項及び第51条の2において「避難等解除日」という。）の属する年が法第349条の3の3第1項に規定する被災年（第51条の2において「被災年」という。）の翌年以後の年であるときは、当該被災年度の翌年度から避難等解除日の属する年の1月1日以後3年を経過する日を賦課期日とする年度までの各年度）の初日の属する年の1月31日までに次の各号に掲げる事項を記載し、かつ、第4号に掲げる事実を証する書類を添付した申出書を市長に提出して行わなければならない。

(1) 代表者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）

(2)～(6) (略)

3及び4 (略)

(固定資産税の減免)

第49条 市長は、次の各号のいずれかに該当する固定資産のうち、市長において必

ると認めるものについては、その所有者に対して課する固定資産税を減免する。

(1)～(4) (略)

2 前項の規定によって固定資産税の減免を受けようとする者は、納期限前7日までに、次に掲げる事項を記載した申請書にその減免を受けようとする理由を証明する書類を添付して市長に提出しなければならない。ただし、前年度の固定資産税の減免を受けている者が、同一の事由により減免を受けようとする場合は、減免を受けようとする理由を証明する書類の添付を省略することができる。

(1) 納税義務者の住所及び氏名又は名称

(2)～(5) (略)

3 (略)

(住宅用地の申告)

第51条 賦課期日において、住宅用地を所有する者は、当該年度の前年度に係る賦課期日から引き続き当該住宅用地を所有し、かつ、その申告すべき事項に異動がない場合をのぞき、当該年度の初日の属する年の1月31日までに次の各号に掲げる事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。

(1) 住宅用地の所有者の住所及び氏名又は名称

(2)～(4) (略)

2 (略)

(被災住宅用地の申告)

要があると認めるものについては、その所有者に対して課する固定資産税を減免する。

(1)～(4) (略)

2 前項の規定によって固定資産税の減免を受けようとする者は、納期限前7日までに、次に掲げる事項を記載した申請書にその減免を受けようとする理由を証明する書類を添付して市長に提出しなければならない。ただし、前年度の固定資産税の減免を受けている者が、同一の事由により減免を受けようとする場合は、減免を受けようとする理由を証明する書類の添付を省略することができる。

(1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）

(2)～(5) (略)

3 (略)

(住宅用地の申告)

第51条 賦課期日において、住宅用地を所有する者は、当該年度の前年度に係る賦課期日から引き続き当該住宅用地を所有し、かつ、その申告すべき事項に異動がない場合をのぞき、当該年度の初日の属する年の1月31日までに次の各号に掲げる事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。

(1) 住宅用地の所有者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）

(2)～(4) (略)

2 (略)

(被災住宅用地の申告)

第51条の2 法第349条の3の3第1項
(同条第2項において準用する場合及び同条第3項(同条第4項において準用する場合を含む。)の規定により読み替えて適用される場合を含む。第5号及び次項において同じ。)の規定の適用を受けようとする者は、被災年度の翌年度又は翌々年度(避難の指示等が行われた場合において、避難等解除日の属する年が被災年の翌年以後の年であるときは、当該被災年度の翌年度から避難等解除日の属する年の1月1日以後3年を経過する日を賦課期日とする年度までの各年度)の初日の属する年の1月31日までに次に掲げる事項を記載し、かつ、第4号に掲げる事実を証する書類を添付した申告書を市長に提出しなければならない。

(1) 納税義務者の住所及び氏名又は名称並びに当該納税義務者が令第52条の13第1項第3号から第5号まで又は第3項第3号から第5号までに掲げる者である場合にあつては、同条第1項第1号若しくは第2号又は第3項第1号若しくは第2号に掲げる者との関係

(2)～(6) (略)

2 (略)

(軽自動車税の減免)

第64条 (略)

2 前項の規定によって軽自動車税の減免を受けようとする者は、納期限前7日までに、当該軽自動車等について減免を受けようとする税額及び次の各号に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする理由を証明する書類を添付してこれを市長に提出しなければならない。ただ

第51条の2 法第349条の3の3第1項
(同条第2項において準用する場合及び同条第3項(同条第4項において準用する場合を含む。)の規定により読み替えて適用される場合を含む。第5号及び次項において同じ。)の規定の適用を受けようとする者は、被災年度の翌年度又は翌々年度(避難の指示等が行われた場合において、避難等解除日の属する年が被災年の翌年以後の年であるときは、当該被災年度の翌年度から避難等解除日の属する年の1月1日以後3年を経過する日を賦課期日とする年度までの各年度)の初日の属する年の1月31日までに次に掲げる事項を記載し、かつ、第4号に掲げる事実を証する書類を添付した申告書を市長に提出しなければならない。

(1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号(個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称)並びに当該納税義務者が令第52条の13第1項第3号から第5号まで又は第3項第3号から第5号までに掲げる者である場合にあつては、同条第1項第1号若しくは第2号又は第3項第1号若しくは第2号に掲げる者との関係

(2)～(6) (略)

2 (略)

(軽自動車税の減免)

第64条 (略)

2 前項の規定によって軽自動車税の減免を受けようとする者は、納期限前7日までに、当該軽自動車等について減免を受けようとする税額及び次の各号に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする理由を証明する書類を添付してこれを市長に提出しなければならない。ただ

し、前年度の軽自動車税の減免を受けている者が、同一の事由により減免を受けようとする場合は、減免を必要とする理由を証明する書類の添付を省略することができる。

- (1) (略)
- (2) 軽自動車等の所有者等の住所又は氏名若しくは名称

(3)～(8) (略)

3 (略)

(身体障害者等に対する軽自動車税の減免)

第65条 (略)

2 前項第1号の規定によって軽自動車税の減免を受けようとする者は、納期限前7日までに、市長に対して、身体障害者福祉法第15条の規定により交付された身体障害者手帳（戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第4条の規定により戦傷病者手帳の交付を受けている者で身体障害者手帳の交付を受けていないものにあつては、戦傷病者手帳とする。以下本項において「身体障害者手帳」という。）、県から交付された療育手帳（以下本項において「療育手帳」という。）又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条の規定により交付された精神障害者保健福祉手帳（以下本項において「精神障害者保健福祉手帳」という。）及び道路交通法（昭和35年法律第105号）第92条の

し、前年度の軽自動車税の減免を受けている者が、同一の事由により減免を受けようとする場合は、減免を必要とする理由を証明する書類の添付を省略することができる。

- (1) (略)
- (2) 軽自動車等の所有者等の住所又は事務所若しくは事業所の所在地、氏名又は名称及び個人番号（番号法第2条第5項に規定する個人番号をいう。次条において同じ。）又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所又は事務所若しくは事業所の所在地及び氏名又は名称）

(3)～(8) (略)

3 (略)

(身体障害者等に対する軽自動車税の減免)

第65条 (略)

2 前項第1号の規定によって軽自動車税の減免を受けようとする者は、納期限前7日までに、市長に対して、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条の規定により交付された身体障害者手帳（戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第4条の規定により戦傷病者手帳の交付を受けている者で身体障害者手帳の交付を受けていないものにあつては、戦傷病者手帳とする。以下本項において「身体障害者手帳」という。）、県から交付された療育手帳（以下本項において「療育手帳」という。）又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条の規定により交付された精神障害者保健福祉手帳（以下本項において「精神障害者保健福祉手帳」という。）及び道路交通法（昭

規定により交付された身体障害者又は身体障害者等と生計を一にする者若しくは身体障害者等（身体障害者等のみで構成される世帯の者に限る。）を常時介護する者の運転免許証（以下本項において「運転免許証」という。）を提示するとともに、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を提出しなければならない。ただし、前年度の軽自動車税の減免を受けている者が、同一の事由により減免を受けようとする場合は、身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳及び運転免許証の提示並びに次の各号に掲げる事項の記載を省略して申請することができる。

(1) 減免を受ける者の氏名及び住所並びに減免を受ける者が身体障害者等と生計を一にする者である場合には、当該身体障害者等との関係

(2)～(6) (略)

3及び4 (略)

(特別土地保有税の減免)

第109条の3 市長は、次の各号の一に該当する土地又はその取得のうち、市長において必要があると認めるものについては、その所有者又は取得者に対して課する特別土地保有税を減免することができる。

(1)～(3) (略)

2 前項の規定によって特別土地保有税の減免を受けようとする者は、納期限前7日までに、次に掲げる事項を記載した申請書にその減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して市長に提出しな

和35年法律第105号) 第92条の規定により交付された身体障害者又は身体障害者等と生計を一にする者若しくは身体障害者等（身体障害者等のみで構成される世帯の者に限る。）を常時介護する者の運転免許証（以下本項において「運転免許証」という。）を提示するとともに、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を提出しなければならない。ただし、前年度の軽自動車税の減免を受けている者が、同一の事由により減免を受けようとする場合は、身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳及び運転免許証の提示並びに次の各号に掲げる事項の記載を省略して申請することができる。

(1) 減免を受ける者の氏名、住所及び個人番号（個人番号を有しない者にあつては、氏名及び住所）並びに減免を受ける者が身体障害者等と生計を一にする者である場合には、当該身体障害者等との関係

(2)～(6) (略)

3及び4 (略)

(特別土地保有税の減免)

第109条の3 市長は、次の各号のいずれかに該当する土地又はその取得のうち、市長において必要があると認めるものについては、その所有者又は取得者に対して課する特別土地保有税を減免することができる。

(1)～(3) (略)

2 前項の規定によって特別土地保有税の減免を受けようとする者は、納期限前7日までに、次に掲げる事項を記載した申請書にその減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して市長に提出しな

なければならない。ただし、前年度の特別土地保有税の減免を受けている者が、同一の事由により減免を受けようとする場合は、減免を受けようとする事由を証明する書類の添付を省略することができる。

(1) 納税義務者の住所及び氏名又は名称

(2)及び(3) (略)

3 (略)

(入湯税に係る特別徴収義務者の経営開始等の申告義務)

第117条 鉱泉浴場を經營しようとする者は、經營開始の日の前日までに、当該施設ごとに、次の各号に掲げる事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。

(1) 特別徴収義務者の住所及び氏名又は名称

(2)～(4) (略)

2～4 (略)

付 則

(新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)

第10条の3 法附則第15条の6第1項又は

なければならない。ただし、前年度の特別土地保有税の減免を受けている者が、同一の事由により減免を受けようとする場合は、減免を受けようとする事由を証明する書類の添付を省略することができる。

(1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号（番号法第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下この号において同じ。）又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）

(2)及び(3) (略)

3 (略)

(入湯税に係る特別徴収義務者の経営開始等の申告義務)

第117条 鉱泉浴場を經營しようとする者は、經營開始の日の前日までに、当該施設ごとに、次の各号に掲げる事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。

(1) 特別徴収義務者の住所又は事務所若しくは事業所の所在地、氏名又は名称及び個人番号（番号法第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下この号において同じ。）又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所又は事務所若しくは事業所の所在地及び氏名又は名称）

(2)～(4) (略)

2～4 (略)

付 則

(新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)

第10条の3 法附則第15条の6第1項又は

第2項の住宅について、これらの規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日までに次に掲げる事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。

(1) 納税義務者の住所及び氏名又は名称

(2)及び(3) (略)

2 法附則第15条の7第1項又は第2項の住宅について、これらの規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日までに次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第2項に規定する書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1) 納税義務者の住所及び氏名又は名称

(2)～(4) (略)

3 法附則第15条の8第3項の家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日までに次に掲げる事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。

(1) 納税義務者の住所及び氏名又は名称

(2)及び(3) (略)

4 法附則第15条の8第4項の貸家住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日までに次に掲げる事項を記載し、かつ、高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成13年法律第26号）第7条

第2項の住宅について、これらの規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日までに次に掲げる事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。

(1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）

(2)及び(3) (略)

2 法附則第15条の7第1項又は第2項の住宅について、これらの規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日までに次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第2項に規定する書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）

(2)～(4) (略)

3 法附則第15条の8第3項の家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日までに次に掲げる事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。

(1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）

(2)及び(3) (略)

4 法附則第15条の8第4項の貸家住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日までに次に掲げる事項を記載し、かつ、高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成13年法律第26号）第7条

第1項の登録を受けた旨を証する書類及び当該貸家住宅の建設に要する費用について令附則第12条第21項第2号に規定する補助を受けている旨を証する書類を添付した申告書を市長に提出しなければならない。

(1) 納税義務者の住所及び氏名又は名称

(2)及び(3) (略)

5 法附則第15条の8第5項の家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日までに次に掲げる事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。

(1) 納税義務者の住所及び氏名又は名称

(2)及び(3) (略)

6 法附則第15条の9第1項の耐震基準適合住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合住宅に係る耐震改修が完了した日から3箇月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に当該耐震改修に要した費用を証する書類及び当該耐震改修後の家屋が令附則第12条第24項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1) 納税義務者の住所及び氏名又は名称

(2)～(6) (略)

7 法附則第15条の9第4項の高齢者等居住改修住宅又は同条第5項の高齢者等居

第1項の登録を受けた旨を証する書類及び当該貸家住宅の建設に要する費用について令附則第12条第21項第2号に規定する補助を受けている旨を証する書類を添付した申告書を市長に提出しなければならない。

(1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）

(2)及び(3) (略)

5 法附則第15条の8第5項の家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日までに次に掲げる事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。

(1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）

(2)及び(3) (略)

6 法附則第15条の9第1項の耐震基準適合住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合住宅に係る耐震改修が完了した日から3箇月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に当該耐震改修に要した費用を証する書類及び当該耐震改修後の家屋が令附則第12条第24項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）

(2)～(6) (略)

7 法附則第15条の9第4項の高齢者等居住改修住宅又は同条第5項の高齢者等居

住改修専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第4項に規定する居住安全改修工事が完了した日から3箇月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第8項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1) 納税義務者の住所及び氏名又は名称

(2)～(7) (略)

8 法附則第15条の9第9項の熱損失防止改修住宅又は同条第10項の熱損失防止改修専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第9項に規定する熱損失防止改修工事が完了した日から3箇月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第9項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1) 納税義務者の住所及び氏名又は名称

(2)～(6) (略)

9 法附則第15条の10第1項の耐震基準適合家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修が完了した日から3箇月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第11項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）第7条又は附則第3条第1項の規定による報告の写し及び当該耐震改修後の家屋が令附則第12条第24項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しな

住改修専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第4項に規定する居住安全改修工事が完了した日から3箇月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第8項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）

(2)～(7) (略)

8 法附則第15条の9第9項の熱損失防止改修住宅又は同条第10項の熱損失防止改修専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第9項に規定する熱損失防止改修工事が完了した日から3箇月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第9項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）

(2)～(6) (略)

9 法附則第15条の10第1項の耐震基準適合家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修が完了した日から3箇月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第11項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）第7条又は附則第3条第1項の規定による報告の写し及び当該耐震改修後の家屋が令附則第12条第24項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しな

<p>なければならない。</p> <p>(1) <u>納税義務者の住所及び氏名又は名称</u></p> <p>(2)～(6) (略)</p>	<p>なければならない。</p> <p>(1) <u>納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）</u></p> <p>(2)～(6) (略)</p>
--	---

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、平成28年1月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

(市民税に関する経過措置)

第2条 この条例による改正後の可児市税条例（以下「新条例」という。）第35条第2項第1号の規定は、施行日以後に提出する申請書について適用する。

2 新条例第23条の2第7項の規定は、施行日以後に行われる同項の規定による申告について適用し、同日前に行われるこの条例による改正前の可児市税条例（以下「旧条例」という。）第23条の2第7項の規定による申告については、なお従前の例による。

(固定資産税に関する経過措置)

第3条 新条例第41条の5第1項第1号、第41条の5の2第1項第1号及び第2項第1号、第49条第2項第1号、第51条第1項第1号並びに第51条の2第1項第1号並びに付則第10条の3第1項第1号、第2項第1号、第3項第1号、第4項第1号、第5項第1号、第6項第1号、第7項第1号、第8項第1号及び第9項第1号の規定は、施行日以後に提出する新条例第41条の5第1項並びに第41条の5の2第1項及び第2項に規定する申出書、新条例第49条第2項に規定する申請書又は新条例第51条第1項及び第51条の2第1項並びに付則第10条の3各項に規定する申告書について適用し、同日前に提出した旧条例第41条の5第1項並びに第41条の5の2第1項及び第2項に規定する申出書、旧条例第49条第2項に規定する申請書又は旧条例第51条第1項及び第51条の2第1項並びに付則第10条の3各項に規定する申告書については、なお従前の例による。

(軽自動車税に関する経過措置)

第4条 新条例第64条第2項第2号及び第65条第2項第1号の規定は、施行日以後に提出する新条例第64条第2項並びに第65条第2項及び第3項に規定する申請書について適用し、同日前に提出した旧条例第64条第2項並びに第65条第2項及び第3項に規定する申請書については、なお従前の例による。

(特別土地保有税に関する経過措置)

第5条 新条例第109条の3第2項第1号の規定は、施行日以後に提出する同項に規定する申請書について適用し、同日前に提出した旧条例第109条の3第2項に規定する申請書については、なお従前の例による。

(入湯税に関する経過措置)

第6条 新条例第117条の規定は、施行日以後に行われる新条例第117条の規定による申告について適用し、同日前に行われた旧条例第117条の規定による申告については、なお従

前の例による。

議案第62号

可児市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

可児市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成27年 8月31日提出

可児市長 富田 成輝

記

可児市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

可児市国民健康保険税条例（昭和36年可児町条例第16号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p style="text-align: center;">付 則</p> <p>1～4 （略）</p> <p>（上場株式等に係る<u>配当所得</u>に係る国民健康保険税の課税の特例）</p> <p>5 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第33条の2第5項の<u>配当所得</u>を有する場合における第4条、第7条、第9条及び第23条の規定の適用については、第4条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る<u>配当所得</u>の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る<u>配当所得</u>の金額」と、第23条中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の2第5項に規定する上場株</p>	<p style="text-align: center;">付 則</p> <p>1～4 （略）</p> <p>（上場株式等に係る<u>配当所得等</u>に係る国民健康保険税の課税の特例）</p> <p>5 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第33条の2第5項の<u>配当所得等</u>を有する場合における第4条、第7条、第9条及び第23条の規定の適用については、第4条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る<u>配当所得等</u>の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る<u>配当所得等</u>の金額」と、第23条中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の2第5項に規定</p>

式等に係る配当所得の金額とする。

6及び7 (略)

(株式等に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

- 8 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の2第6項に規定する株式等に係る譲渡所得等を有する場合における第4条、第7条、第9条及び第23条の規定の適用については、第4条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2第6項に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の2第6項に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額」と、第23条中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2第6項に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。

する上場株式等に係る配当所得等の金額とする。

6及び7 (略)

(一般株式等に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

- 8 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等を有する場合における第4条、第7条、第9条及び第23条の規定の適用については、第4条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」と、第23条中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。

(上場株式等に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

- 9 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の2の2第5項の上場株式等に係る譲渡所得等を有する場合における第4条、第7条、第9条及び第23条の規定の適用については、第4条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額」とする。

又は法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、第23条中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。

(上場株式等に係る譲渡損失の損益通算及び繰越控除に係る国民健康保険税の課税の特例)

9 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の2の6第11項又は第15項の規定の適用を受ける場合における付則第5項の規定の適用については、同項中「上場株式等に係る配当所得の金額」とあるのは「上場株式等に係る配当所得の金額（法附則第35条の2の6第11項又は第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）」とする。

10 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の2の6第15項の規定の適用を受ける場合における付則第8項の規定の適用については、同項中「株式等に係る譲渡所得等の金額」とあるのは「株式等に係る譲渡所得等の金額（法附則第35条の2の6第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）」とする。

(特定中小会社が発行した株式に係る譲渡損失の繰越控除等に係る国民健康保険税の課税の特例)

11 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の3第11項の規定の適用を受ける場合における付則第8項の規定の適用については、同項中「株式等に係る譲渡所得等の金額」とあるのは

「株式等に係る譲渡所得等の金額（法附則第35条の3第11項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）」とする。

（先物取引に係る雑所得等に係る国民健康保険税の課税の特例）

12 （略）

（先物取引の差金等決済に係る損失の繰越控除に係る国民健康保険税の課税の特例）

13 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の4の2第7項の規定の適用を受ける場合における前項の適用については、同項中「先物取引に係る雑所得等の金額」とあるのは「先物取引に係る雑所得等の金額（法附則第35条の4の2第7項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）」とする。

（土地の譲渡等に係る事業所得等に係る国民健康保険税の課税の特例）

14 （略）

（条約適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例）

15 （略）

（条約適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例）

16 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等に係る配当所得を有する場合における第4条、第7条、第9条及び第23条の規定の適用については、第4条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律

（先物取引に係る雑所得等に係る国民健康保険税の課税の特例）

10 （略）

（土地の譲渡等に係る事業所得等に係る国民健康保険税の課税の特例）

11 （略）

（条約適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例）

12 （略）

（条約適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例）

13 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等に係る利子所得、配当所得及び雑所得を有する場合における第4条、第7条、第9条及び第23条の規定の適用については、第4条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の

(昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。)第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額(」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額の合計額(」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額」と、第23条中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額」とする。

(平成22年度以後の国民健康保険税の減免の特例)

17 (略)

(東日本大震災に係る被災居住用財産の敷地に係る譲渡期限の延長の特例)

18 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第44条の2第4項及び第5項の規定の適用を受ける場合における付則第6項(付則第7項において準用する場合を含む。)の規定の適用については、付則第6項中「第35条第1項」とあるのは「第35条第1項(東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律(平成23年法律第29号)第11条の6第1項の規定により適用される場合を含む。)」と、「同法」とあるのは「租税特別措置法」とする。

特例等に関する法律(昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。)第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額(」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額の合計額(」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額」と、第23条中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額」とする。

(平成22年度以後の国民健康保険税の減免の特例)

14 (略)

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成29年1月1日から施行する。ただし、付則第16項の改正規定(「配

当所得」を「利子所得、配当所得及び雑所得」に改める部分に限る。以下同じ。)は、平成28年1月1日から施行する。

(適用区分)

- 2 この条例(付則第16項の改正規定を除く。)による改正後の可児市国民健康保険税条例の規定は、平成29年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成28年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

議案第63号

可児市手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について
 可児市手数料徴収条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成27年 8月31日提出

可児市長 富田 成輝

記

可児市手数料徴収条例の一部を改正する条例

第1条 可児市手数料徴収条例（昭和37年可児町条例第6号）の一部を次のように改正する。

改正前		改正後																															
別表（第2条関係）		別表（第2条関係）																															
<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">事務の区分</th> <th rowspan="2">(略)</th> </tr> <tr> <th>種類</th> <th>(略)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">(略)</td> <td rowspan="2">(略)</td> </tr> <tr> <td>10 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号。以下この項において「法」という。）の施行に関する事務</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td colspan="2">(略)</td> <td rowspan="2">(略)</td> </tr> <tr> <td colspan="2">備考 1～4 (略)</td> </tr> </tbody> </table>		事務の区分		(略)	種類	(略)	(略)		(略)	10 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号。以下この項において「法」という。）の施行に関する事務	(略)	(略)		(略)	備考 1～4 (略)		<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">事務の区分</th> <th rowspan="2">(略)</th> </tr> <tr> <th>種類</th> <th>(略)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">(略)</td> <td rowspan="2">(略)</td> </tr> <tr> <td>10 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号。以下この項において「法」という。）の施行に関する事務</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td colspan="2">(略)</td> <td rowspan="2">(略)</td> </tr> <tr> <td colspan="2">備考 1～4 (略)</td> </tr> </tbody> </table>		事務の区分		(略)	種類	(略)	(略)		(略)	10 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号。以下この項において「法」という。）の施行に関する事務	(略)	(略)		(略)	備考 1～4 (略)	
事務の区分		(略)																															
種類	(略)																																
(略)		(略)																															
10 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号。以下この項において「法」という。）の施行に関する事務	(略)																																
(略)		(略)																															
備考 1～4 (略)																																	
事務の区分		(略)																															
種類	(略)																																
(略)		(略)																															
10 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号。以下この項において「法」という。）の施行に関する事務	(略)																																
(略)		(略)																															
備考 1～4 (略)																																	

第2条 可児市手数料徴収条例の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(手数料の免除)	(手数料の免除)

第4条 次の各号のいずれかに該当する場合は、手数料を徴収しない。

(1) 官公署が請求したとき。ただし、別表第6項第1号から第7号まで、第11項及び第12項の事務を除く。

(2)～(5) (略)

別表（第2条関係）

事務の区分		額
種類	内容	
(略)		
7	住民基本台帳法（昭和42年法律第81号。以下この項において「法」という。）の施行に関する事務	(略)
8	(略)	(略)
9	(略)	(略)
10	(略)	(略)
11	(略)	(略)
12	(略)	(略)
13	各種証明書、写し等の交付又は閲覧に関する事務（第1項から第12項までに掲げる事務に関するものを除く。）	(略)

第4条 次の各号のいずれかに該当する場合は、手数料を徴収しない。

(1) 官公署が請求したとき。ただし、別表第6項第1号から第7号まで、第12項及び第13項の事務を除く。

(2)～(5) (略)

別表（第2条関係）

事務の区分		額
種類	内容	
(略)		
7	住民基本台帳法（昭和42年法律第81号。以下この項において「法」という。）の施行に関する事務	(略)
8	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下この項において「法」という。）の施行に関する事務	(1) 法第7条第1項の規定により通知された通知カードの再交付 1枚につき500円 (2) 法第17条第1項の規定により交付された個人番号カードの再交付 1枚につき800円
9	(略)	(略)
10	(略)	(略)
11	(略)	(略)
12	(略)	(略)
13	(略)	(略)
14	各種証明書、写し等の交付又は閲覧に関する事務（第1項から第13項までに掲げる事務に関するものを除く。）	(略)

<p>備考</p> <p>1 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第2項の規定により建築基準関係規定に適合するかどうかの審査（同法第8条第2項において準用する場合を含む。）の申出があった場合は、<u>第11項</u>に規定する手数料のほか、当該申出に係る建築物の確認の申請又は建築の計画の通知に対する審査の手数料として、第6項第1号又は第2号に規定する手数料と同額の手数料を徴収する。</p> <p>2 <u>第12項</u>において「住戸部分」とは、直接人の居住の用に供する部分をいい、「共用部分」とは、住宅の用途に供する共用廊下、共用階段その他の住戸部分以外の部分をいう。</p> <p>3 <u>第12項</u>における申請に係る建築物について、同表の右欄の2以上の区分に該当する場合にあっては、それぞれ額の欄に掲げる額を合計した額とする。</p> <p>4 都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第2項（同法第55条第2項において準用する場合を含む。）の規定により低炭素建築物新築等計画が建築基準法第6条第1項に規定する建築基準関係規定に適合するかどうかの審査の申出があった場合は、<u>第12項</u>に規定する手数料のほか、当該申出に係る建築物の確認の申請又は建築の計画の通知に対する手数料として、第6項第1号又は第2号に規定する手数料と同額の手数料を徴収する。</p>	<p>備考</p> <p>1 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第2項の規定により建築基準関係規定に適合するかどうかの審査（同法第8条第2項において準用する場合を含む。）の申出があった場合は、<u>第12項</u>に規定する手数料のほか、当該申出に係る建築物の確認の申請又は建築の計画の通知に対する審査の手数料として、第6項第1号又は第2号に規定する手数料と同額の手数料を徴収する。</p> <p>2 <u>第13項</u>において「住戸部分」とは、直接人の居住の用に供する部分をいい、「共用部分」とは、住宅の用途に供する共用廊下、共用階段その他の住戸部分以外の部分をいう。</p> <p>3 <u>第13項</u>における申請に係る建築物について、同表の右欄の2以上の区分に該当する場合にあっては、それぞれ額の欄に掲げる額を合計した額とする。</p> <p>4 都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第2項（同法第55条第2項において準用する場合を含む。）の規定により低炭素建築物新築等計画が建築基準法第6条第1項に規定する建築基準関係規定に適合するかどうかの審査の申出があった場合は、<u>第13項</u>に規定する手数料のほか、当該申出に係る建築物の確認の申請又は建築の計画の通知に対する手数料として、第6項第1号又は第2号に規定する手数料と同額の手数料を徴収する。</p>
---	---

第3条 可児市手数料徴収条例の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
別表（第2条関係）	別表（第2条関係）

事務の区分		額
種類	内容	
(略)		
7 住民基本台帳法（昭和42年法律第81号。以下この項において「法」という。）の施行に関する事務	(略)	(略)
	(4) 法第20条第1項、第3項又は第4項の規定による戸籍の附票の写しの交付	(略)
	(5) 法第30条の4第1項及び第11項の規定による住民基本台帳カードの交付及び再交付	1枚につき 500円
(略)		
備考 1～4 (略)		

事務の区分		額
種類	内容	
(略)		
7 住民基本台帳法（昭和42年法律第81号。以下この項において「法」という。）の施行に関する事務	(略)	(略)
	(4) 法第20条第1項、第3項又は第4項の規定による戸籍の附票の写しの交付	(略)
(略)		
備考 1～4 (略)		

附 則

この条例は、平成27年10月5日から施行する。ただし、第1条の規定は公布の日から、第3条の規定は平成28年1月1日から施行する。

議案第64号

可児市債権管理条例の制定について

可児市債権管理条例を次のとおり制定する。

平成27年8月31日提出

可児市長 富田 成輝

記

可児市債権管理条例

(目的)

第1条 この条例は、市の債権の管理に関する事務の処理について必要な事項を定めることにより、市の債権の管理の適正化を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 市の債権 地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「自治法」という。）第240条第1項に規定する金銭の給付を目的とする市の権利をいう。
- (2) 強制徴収債権 市の債権のうち、地方税法（昭和25年法律第226号）の規定に基づく徴収金に係るもの及び法令の規定に基づき国税又は地方税の滞納処分の例により処分することができるものをいう。
- (3) 非強制徴収債権 市の債権のうち、強制徴収債権以外のものをいう。

(他の法令等との関係)

第3条 市の債権の管理に関する事務の処理については、法令又は他の条例に特別の定めがある場合を除くほか、この条例の定めるところによる。

(市長の責務)

第4条 市長は、法令又は条例の定めるところにより、市の債権を適正に管理しなければならない。

(台帳の整備)

第5条 市長は、市の債権を適正に管理するため、規則で定める事項を記載した台帳を整備するものとする。

(徴収計画)

第6条 市長は、市の債権を計画的に徴収するため、毎年度徴収計画を作成するものとする。

(債務者情報の収集等)

第7条 市長は、市の債権の管理に関する事務を行うため、次の各号に掲げる債務者（当

該市の債権に係る債務者をいう。以下同じ。)の個人情報(可児市個人情報保護条例(平成11年可児市条例第23号)第2条第1号に規定する個人情報のうち、同条第2号に規定する特定個人情報に該当する情報及び国税通則法(昭和37年法律第66号)第126条又は地方税法第22条の秘密に該当する情報以外のものをいう。以下「債務者情報」という。)を他の実施機関(可児市個人情報保護条例第2条第4号に規定する実施機関をいう。以下同じ。)から収集し、又は目的の範囲を超えて実施機関内において利用し、若しくは他の実施機関に対して提供することができる。

- (1) 住所、電話番号その他債務者との連絡に必要な情報
- (2) 債務者の当該市の債権以外の市の債権(以下「その他の市の債権」という。)に係る滞納の状況
- (3) その他の市の債権に係るこの条例の規定に基づく措置又は処分の情報
- (4) 生活保護法(昭和25年法律第144号)の規定による保護の受給の状況
- (5) 学校教育法(昭和22年法律第26号)第19条に規定する必要な援助の受給の状況
- (6) 勤務先、預貯金等(預金保険法(昭和46年法律第34号)第2条第2項に規定する預金等及び農水産業協同組合貯金保険法(昭和48年法律第53号)第2条第2項に規定する貯金等をいう。)の口座その他地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「自治令」という。)第171条の2第2号に規定する強制執行の手続をとるために必要な情報

2 市長は、前項の規定に基づき、債務者情報を収集し、又は目的の範囲を超えて利用し、若しくは提供するときは、市の債権の管理に関する事務以外の目的に債務者情報が使用されないよう、当該債務者情報を適正に管理しなければならない。

(督促)

第8条 市長は、市の債権について、履行期限までに履行しない者があるときは、法令の定めるところにより、督促を行うものとする。

(滞納処分等)

第9条 市長は、強制徴収債権について、法令の定めるところにより、滞納処分並びに徴収猶予、換価の猶予及び滞納処分の停止を行うものとする。

(強制執行等)

第10条 市長は、非強制徴収債権(自治法第240条第4項第3号から第8号までに規定するものを除く。次項において同じ。)について、自治令第171条の2から第171条の4までの規定により、その強制執行その他保全及び取立てに関し必要な措置を行うものとする。

2 市長は、非強制徴収債権について、自治令第171条の5から第171条の7までの規定により、その徴収停止、履行期限の延長又は当該非強制徴収債権に係る債務の免除をすることができる。

(債権の放棄)

第11条 市長は、非強制徴収債権について、次の各号のいずれかに該当するときは、当該非強制徴収債権及びこれに係る損害賠償金その他の徴収金を放棄することができる。

- (1) 当該非強制徴収債権(当該非強制徴収債権の消滅時効について、時効の援用を要するものに限る。)について、消滅時効に係る時効期間が満了したとき(当該時効期間

満了後に債務者が当該債権につき一部を履行したときその他債務者が時効の援用をしない特別の理由があるときを除く。)

- (2) 破産法（平成16年法律第75号）第253条第1項、会社更生法（平成14年法律第154号）第204条第1項その他の法令の規定により、債務者が当該債権につきその責任を免れたとき。
 - (3) 債務者が死亡し、その債務について民法（明治29年法律第89号）第922条に規定する限定承認があった場合において、その相続財産の価格が強制執行をした場合の費用並びに他の優先して弁済を受ける市の債権及び市以外の者の権利の金額の合計額を超えないと認められるとき。
 - (4) 自治令第171条の2の規定による強制執行等の措置を行ってもなお完全に履行されず、当該強制執行等の措置が終了した場合において、債務者が無資力又はこれに近い状態にあり、弁済する見込みがないと認められるとき。
 - (5) 自治令第171条の5の規定による徴収停止の措置を行った場合において、当該措置を行った日から相当の期間を経過した後においてもなお債務者に履行させることが著しく困難又は不適當であると認められるとき。
 - (6) 債務者が生活保護法の規定による保護を受け、又はこれに準ずる状態にあり、資力の回復が困難であると認められるとき。
- 2 市長は、前項の規定による放棄をしたときは、これを議会に報告しなければならない。

（委任）

第12条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成28年1月1日から施行する。

議案第65号

可児市特定用途制限地域における建築物等の制限に関する条例の一部を改正する条例の制定について

可児市特定用途制限地域における建築物等の制限に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成27年 8月31日提出

可児市長 富田 成輝

記

可児市特定用途制限地域における建築物等の制限に関する条例の一部を改正する条例

可児市特定用途制限地域における建築物等の制限に関する条例（平成20年可児市条例第43号）の一部を次のように改正する。

改正前		改正後									
<p>(用途の変更に対する準用)</p> <p>第7条 (略)</p> <p>2 法第3条第2項の規定により第4条第1項の規定の適用を受けない建築物の用途を変更する場合においては、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、同項の規定を準用する。</p> <p>(1) 政令第137条の18第3項の規定により条例で定めることのできる類似の用途の範囲が、別表第2に掲げる用途について、それぞれ同表に掲げる用途の相互間における場合</p> <p>(2)及び(3) (略)</p> <p>別表第2 (第7条関係)</p> <table border="1"> <tr> <td>特定用途制限地域</td> <td>政令第137条の18第3項の規定により条例で定めることのできる類似の用途</td> </tr> <tr> <td colspan="2">(略)</td> </tr> </table>		特定用途制限地域	政令第137条の18第3項の規定により条例で定めることのできる類似の用途	(略)		<p>(用途の変更に対する準用)</p> <p>第7条 (略)</p> <p>2 法第3条第2項の規定により第4条第1項の規定の適用を受けない建築物の用途を変更する場合においては、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、同項の規定を準用する。</p> <p>(1) 政令第137条の19第3項の規定により条例で定めることのできる類似の用途の範囲が、別表第2に掲げる用途について、それぞれ同表に掲げる用途の相互間における場合</p> <p>(2)及び(3) (略)</p> <p>別表第2 (第7条関係)</p> <table border="1"> <tr> <td>特定用途制限地域</td> <td>政令第137条の19第3項の規定により条例で定めることのできる類似の用途</td> </tr> <tr> <td colspan="2">(略)</td> </tr> </table>		特定用途制限地域	政令第137条の19第3項の規定により条例で定めることのできる類似の用途	(略)	
特定用途制限地域	政令第137条の18第3項の規定により条例で定めることのできる類似の用途										
(略)											
特定用途制限地域	政令第137条の19第3項の規定により条例で定めることのできる類似の用途										
(略)											

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第66号

土田財産区管理委員の選任について

次の者を土田財産区管理委員に選任したいので、議会の同意を求める。

平成27年8月31日提出

可児市長 富田 成輝

記

氏名	住所
佐橋 博光	可児市土田310番地 3
前田 寿博	可児市土田1903番地
大澤 健次	可児市土田4091番地 3
曾我 豊治	可児市土田4267番地78
三宅 秀行	可児市土田4678番地 1
大島 年男	可児市土田2547番地35
丸山 寿人	可児市土田2548番地286

議案第67号

平牧財産区管理委員の選任について

次の者を平牧財産区管理委員に選任したいので、議会の同意を求める。

平成27年8月31日提出

可児市長 富田 成輝

記

氏 名	住 所
上野 宏	可児市羽崎152番地
高橋 壯	可児市羽崎966番地 3
早川 恭正	可児市二野2068番地 1
伊藤 秋良	可児市二野2304番地 1
奥村 黎	可児市大森1342番地 3
兼松 眞一	可児市大森515番地
奥村 敏美	可児市大森2474番地 3

議案第68号

大森財産区管理委員の選任について

次の者を大森財産区管理委員に選任したいので、議会の同意を求める。

平成27年8月31日提出

可児市長 富田 成輝

記

氏 名	住 所
伊藤 卓	可児市大森1475番地
佐野 勝喜	可児市大森1315番地
古山 智敏	可児市大森743番地 1
村田 秋尋	可児市大森2240番地 2
奥村 淳一	可児市大森2476番地 1
渡辺 利広	可児市大森2691番地 1
肥田 充康	可児市大森94番地

議案第69号

二野財産区管理委員の選任について

次の者を二野財産区管理委員に選任したいので、議会の同意を求める。

平成27年8月31日提出

可児市長 富田 成輝

記

氏 名	住 所
本田 一夫	可児市二野1852番地 2
早川 永次郎	可児市二野1781番地 1
可児 伸一	可児市二野1711番地 2
安藤 彰英	可児市二野1706番地
森本 達雄	可児市二野2345番地 1
奥村 清美	可児市二野2393番地 1
藤掛 治	可児市二野2453番地

議案第70号

固定資産評価審査委員会委員の選任について

次の者を可児市固定資産評価審査委員会の委員に選任したいので、議会の同意を求める。

平成27年8月31日提出

可児市長 富田 成輝

記

氏 名	住 所
加藤 幸治	可児市徳野南一丁目155番地3

議案第71号

教育委員会委員の任命について

次の者を可児市教育委員会の委員に任命したいので、議会の同意を求める。

平成27年8月31日提出

可児市長 富田 成輝

記

氏 名	住 所
星野 京子	可児市久々利1679番地6

議案第72号

工事施行協定の締結について

工事施行協定を次のとおり締結する。

平成27年8月31日提出

可児市長 富田 成輝

記

- 1 目的 太多線可児駅ラチ内兼用エレベーター付東西連絡通路新設等に関する
工事
- 2 概算金額 657,204,000円
- 3 相手方 愛知県名古屋市中村区名駅一丁目1番4号
東海旅客鉄道株式会社 建設工事部長 渡邊 清

議案第73号

訴えの提起について

滞納学校給食費の支払いを求める訴えを次のとおり提起する。

平成27年8月31日提出

可児市長 富田 成輝

記

1 相手方

2 訴えの趣旨

滞納学校給食費の支払いを求める。

3 訴訟の方針

必要がある場合は、和解及び上訴をすることができるものとする。

議案第74号

訴えの提起について

滞納学校給食費の支払いを求める訴えを次のとおり提起する。

平成27年8月31日提出

可児市長 富田 成輝

記

1 相手方

2 訴えの趣旨

滞納学校給食費の支払いを求める。

3 訴訟の方針

必要がある場合は、和解及び上訴をすることができるものとする。

議案第75号

訴えの提起について

滞納学校給食費の支払いを求める訴えを次のとおり提起する。

平成27年8月31日提出

可児市長 富田 成輝

記

1 相手方

2 訴えの趣旨

滞納学校給食費の支払いを求める。

3 訴訟の方針

必要がある場合は、和解及び上訴をすることができるものとする。

議案第76号

訴えの提起について

滞納学校給食費の支払いを求める訴えを次のとおり提起する。

平成27年8月31日提出

可児市長 富田 成輝

記

1 相手方

2 訴えの趣旨

滞納学校給食費の支払いを求める。

3 訴訟の方針

必要がある場合は、和解及び上訴をすることができるものとする。

議案第77号

訴えの提起について

滞納学校給食費の支払いを求める訴えを次のとおり提起する。

平成27年8月31日提出

可児市長 富田 成輝

記

1 相手方

2 訴えの趣旨

滞納学校給食費の支払いを求める。

3 訴訟の方針

必要がある場合は、和解及び上訴をすることができるものとする。

議案第78号

訴えの提起について

滞納学校給食費の支払いを求める訴えを次のとおり提起する。

平成27年8月31日提出

可児市長 富田 成輝

記

1 相手方

2 訴えの趣旨

滞納学校給食費の支払いを求める。

3 訴訟の方針

必要がある場合は、和解及び上訴をすることができるものとする。

議案第79号

平成26年度可児市水道事業会計未処分利益剰余金及び資本剰余金の処分について

平成26年度可児市水道事業会計未処分利益剰余金7,633,831,063円及び資本剰余金26,428,704円を資本金に処分する。

平成27年8月31日提出

可児市長 富田 成輝